

千葉大学理学部後援会弔事規程

平成23年11月5日 制定

(目的)

第1条 この規程は、千葉大学理学部後援会（以下「本会」という。）正会員、正会員の被保証人（以下「学生」という。）及び千葉大学理学部教授会の構成員（以下「教員」という。）の弔事に際し、弔慰金、生花（喪主の意向により、榊、桜等も可）及び弔電等の弔意について定めたものである。

(正会員)

第2条 本会正会員（正会員に準ずる学生の保護者を含む。）が死亡の場合は、後援会長名で弔慰金として1万円を支給する。

(学生)

第3条 学生が死亡の場合は、後援会長名、理学部長名、学生の所属の学科長名でそれぞれ生花及び弔電を送る。

(教員)

第4条 教員が死亡の場合は、後援会長名で生花を供える。

(届出)

第5条 この規程により弔慰金、生花及び弔電等を受けようとする時は、その事実を届け出るものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、弔事に関し必要な事項は、会長の判断により処理するものとし、その判断により難い事項については理事会又は総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成23年11月5日から施行する。

千葉大学理学部後援会長賞表彰規程

平成23年11月5日 制定

(目的)

第1条 この規程は、千葉大学理学部後援会（以下「本会」という。）による会長賞の表彰に関する取り扱いを定めたものである。

(表彰対象)

第2条 表彰を行おうとする前年度の課外活動等において、功績があった学生を表彰するものとする。

(表彰方法)

第3条 表彰は学科毎に原則1名を学科長が推薦し、本会理事会において承認し、本会総会において表彰する。

(表彰内容)

第4条 表彰状及び記念品（図書カード5千円）を授与する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、後援会長賞に関し必要な事項は、会長の判断により処理するものとし、その判断により難しい事項については、理事会又は総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成23年11月5日から施行する。